

なら農業委員会だより

令和3年9月1日発行

発行・編集

奈良市農業委員会

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

☎0742-34-4776 (ダイヤルイン)

上久保茶園については
本誌4ページから掲載。
または、上久保茶園で
ネット検索
してみましょう♪

新

がんばるファーマー

若手農業者グループ「奈良市4Hクラブ」

月ヶ瀬桃香野

上久保 淳一さん



- 農業に関するアンケート集計結果 (P2)
- 農地は無断転用出来ません! (P3)
- 農委・推委の声 (P3)
- 農業者年金に加入しよう (P3)
- 新がんばるファーマーNO. 3
月ヶ瀬桃香野 上久保淳一さん (P4~5)

- 農地中間管理機構を活用しよう (P4)
- 令和3年度 遊休農地解消活動 (P5)
- 農地パトロールを行います。 (P6)
- 野焼きについて (P6)
- 編集後記 (P6)

令和2年度 農業に関するアンケート結果

令和2年度のアンケート調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種イベントが自粛されたため、市内直売所をはじめ、個別に農業者と消費者である一般向けに分けて実施し、多くの方から貴重なご意見・ご意向を聞くことができました。ご協力いただきました皆様、本当にありがとうございます。

（紙面の都合上、結果を一部抜粋して掲載しております。）

【農家向けアンケート】 回答総数363名

（男性318名、女性39名、未記入6名）

（年齢及び後継者の状況）

60歳未満（18%）、60歳～70歳未満（37%）、70歳以上（44%）

↓60歳以上の方だけで81%を占めており、高齢化が進んでいることが伺えます。

回答者のうち、家族等の後継者がいる、または予定があるが回答者の40%程度ある一方、『決まっていない』または『いない』と回答した方が60%以上と後継者不足も心配されます。

（鳥獣害による農作物被害状況）

（1）主な田の鳥獣被害

①イノシシ（被害回答の41%）

②シカ（被害回答の34%）

③アライグマ（被害回答の14%）

（2）主な畑の鳥獣被害

①イノシシ（被害回答の33%）

②アライグマ（被害回答の26%）

③シカ（被害回答の26%）

↓防除対策として、約8割の方が何らかの対策をしているとの結果もありました。

【一般向けアンケート】 回答総数391名

（男性172名、女性217名、未記入2名）

10歳代から70歳以上の幅広い層の方にご回答いただきました。

○野菜・米・茶・果物等をどこで買われますか。

（複数回答）

	スーパー	直売所	百貨店	通販	その他
野菜	①52%	②32%	6%	2%	8%
米	②27%	21%	1%	5%	①46%
茶	①44%	②28%	7%	4%	17%
果物	①58%	②25%	7%	5%	5%

↓お米を除く農産物（野菜・茶・果物）は、スーパー及び直売所での購入が、それぞれ7～8割を占めており、お米の購入は、その他回答で生産者から直接購入されるケースが多い結果となっております。

○地産地消の状況について（複数回答）

⑦出来るだけ奈良市産の農作物を買っている（回答者の66%）

⑧生産地は気にしない（回答者の29%）

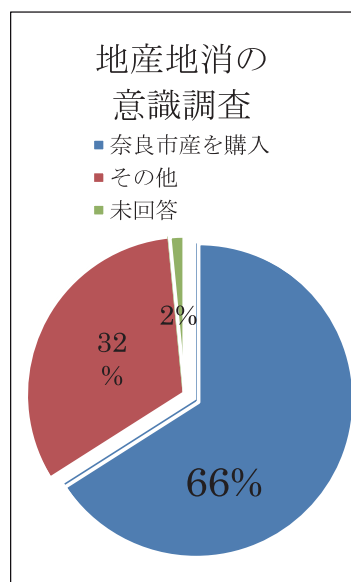
⑨安ければどの農作物でもよい（回答者の11%）

⑩有機無農薬であればどこでもよい（回答者の16%）

⑪回答者の約7割が奈良市産を購入しており、産地にこだわる意識の高さが伺えます。

↓回答者の約7割が奈良市産を購入しており、産地にこだわる意識の高さが伺えます。

（回答者の16%）



【まとめ】

アンケート協力いただいた方から、農業を衰退させない、新鮮な農産物を安定的に供給する為の意見として、「後継者確保の為に、組織化して共同で作業を行ってはどうか」「若者への農業に対するアピール、育成支援」、地産地消に関して、「奈良市産の農産物を購入しようとしても販売していない」等の意見もございました。この結果・意見を、施策に反映して頂けるよう意見書として奈良市に要望していきます。

農地は無断転用出来ません!! 市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。

農地の転用とは？

農地を農地でなくす、すなわち農地を住宅や資材置場等に転換することをいいます。

農地を一時的な資材置場や砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可・届出が必要です。
転用する場合は農業委員会事務局へご相談ください。

◎「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、
転用しても良いのではないか」と思っている方はありませんか。

◎無断転用には罰則があります。(工事中止や原状回復、3年以下の懲役や300万円以下の罰金等)

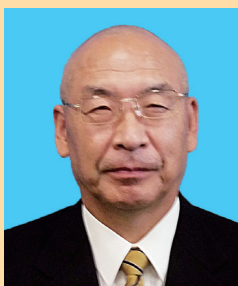
農地を売買したり 貸し借りをするときは	自分名義の農地を 転用するときは	他人名義の農地を買うか 借りて転用するときは
3条申請	4条申請	5条申請

※申請の前に農用地区域外の農地であるか確認が必要です。

農用地区域内の農地の場合は、事前に除外手続きをしなければなりません。

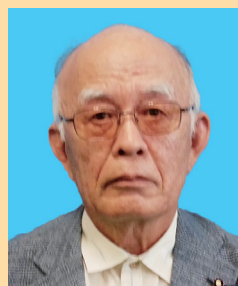
【農地転用に関するお問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地係 TEL0742(34)4776(直通)

農委・推委の声 (※委員につきましては、なら農業委員会だより第70号を参照してください)



大木 博委員
(二名平野)
農業委員

私の父は毎日欠かさず日の出と共に起き田んぼの様子を見回り見守りました。今、私も父と同じ道を歩み稲の成長を願っています。時には大地にしっかりと根を張らす為水田を干します。そして成長した稲は、少々の雨風にも地中深く張った根で耐え収穫されるのです。農業委員としてこれからも、ものづくり・人づくりの役に立ちたいと思います。



山村恵章委員
(中町)
推進委員
・2区地区長

地域内では後継者に当る勤め人の所謂定年延長が進んでいる事もあり、農業を継ぐ者、耕作を請け負う者も少なくなってきました。こうした状況下において農地の遊休化を阻むには「なら担い手・農地サポートセンター」との連携が極めて重要と思います。今後、優良農地を活用していくため、推進委員として農家の意向等情報の収集に努めていきたいと思っています。

●メリットがたくさんある農業者年金に加入して、老後に備えましょう。

加入要件は

- ①年 齢 要 件 … **60歳未満**
 - ②国民年金の要件 … **国民年金第1号被保険者**
 - ③農 業 上 の 要 件 … **年間60日以上農業に従事**
- 上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



POINT 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

POINT 2

税制上の優遇措置

- ①支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ②受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③運用益も非課税

POINT 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」をお支払いできます。

上久保淳一さん



ひと
一葉に籠められた力……

奈良市月ヶ瀬桃香野

上久保茶園

うえくぼじゅんいち
上久保淳一さん (34歳)

4月下旬に現地取材を行いました。部長を始め、担当の委員と共に新緑がきれいな月ヶ瀬の桃香野に行ってみました。

月ヶ瀬地域は、5年以上前に茶畑の農地造成が行われ、集積・集約化されており大規模な茶畑が広がっています。

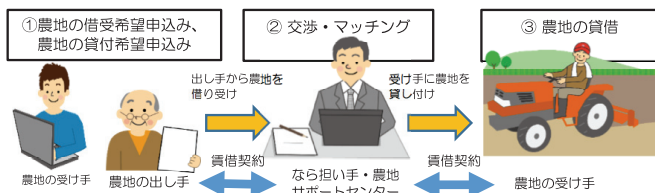
上久保さんは、大学で農学部在籍卒業後、茶問屋に就職され、現在は家業である茶業を継いでおられます。最初は、野菜を作りたいと考えていたそうです。

茶園規模は、約八町あります。栽培品種は、「やぶきた」、「つゆひかり(新種)」で、「やぶきた」が中心であり、かぶせ茶や紅茶も生産しているそうです。

農地を借りたい方、貸したい方を募集!!

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」
「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」
または、
「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」
「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」
と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。
なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年6回公表します。
対象農地: 農業振興地域内の農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、6月、8月、10月、12月、2月、4月の6回行います。

【お問合せ先】

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>
なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。
安心してご利用下さい。

奈良の茶聖「手もみ茶」…

かぶせ茶とは、茶葉に寒冷紗と呼ばれる布を被せる被覆栽培のことです。

旨みをもたらすアミノ酸の一種であるテアニンは、日光を浴びると苦みや渋みをもたらすカテキンに変化してしまうのでそれを防ぐ効果があるそうです。ただ、被せる時期、期間に気を付けないと茶木の生育に影響があります。

栽培で苦労することはやはり、自然との闘いであるとおっしゃっておられました。2月・3月に霜が降りると茶葉が黒くなり一番茶が採れなくなるそうです。一番茶の収入が一番多いので天候には非常に気になるそうです。

また、後継者問題があります。茶木は35年で植え替えなければならず、茶葉を始めから35年で一括りであるため、茶業する若者が少ないことでもあります。それと茶業は斜陽産業だと思っています。

茶の美味しさを伝えていくことが大事であると考えています。生産量を増やす等のために茶葉をつむ、もむことの機械化が進んでいます。

しかし、昔ながらの手づみ、手もみには拘って行きたい。ホームページでの広報やホテル等で手もみの実演をすることによってお茶の美味しさを伝えていきたいと考えているそうです。

上久保茶園を始めた月ヶ瀬地域のお茶は、JAならけんの「まほろばキッチン」等の道の駅で販売されています。

お忙しい中、どのような疑問や質問にも、丁寧に説明して下さい、お茶の歴史や知識など様々な事に快く答えて下さった上久保さん。

取材等のご協力ありがとうございました。今後のご活躍をお祈りしております。

月ヶ瀬ふれあい市場や
まほろばキッチンで販売
煎茶・ほうじ茶



令和3年遊休農地解消活動 (in 秋篠町)

農業委員会では、増加傾向にある遊休農地の発生防止並びに解消に向けた取り組みとして、モデルほ場を設置し委員自らが肥培管理（草刈・耕起・定植・収穫・整地）すると共に、看板「遊休農地を解消しよう」を設置し、地域住民への農地の有効利用を促しています。

令和3年は秋篠町（平城小学校すぐそば）にモデルほ場を設定し、じゃがいも・だいこんを植栽しました。

6月にじゃがいもを収穫いたしました。

9月には、だいこんを植栽予定です。



収穫した
じゃがいも

◇◇ 野焼きについて ◇◇

■ 雑草を刈りましょう

耕作していない農地について、隣接の耕作者から雑草等の生い茂りで困っているといった苦情が寄せられています。

農地は荒れるとその復元に困難を伴うばかりか、病害虫の発生により周辺の営農を阻害し、さらには地域全体の農地の利用に重大な悪影響を及ぼすことになります。

所有者の方は、定期的に雑草を刈りましょう！

■ 田畑での野焼きについて

最近『近所でごみを燃やしていて、煙やにおいが出て迷惑している』といった問い合わせや苦情が、多く寄せられています。野焼きは、一部の例外を除き法律で禁止されており、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる稲わら、もみ殻、あぜの草等の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」の例外で認められているところですが、万全の注意を払うようにしてください。

やむを得ず野焼きをする場合は、

● 風向き等の気象条件、時間帯、焼却量など、気を付ける。

● 防火用の水を準備する。

● 野焼き後は、確実に消火の確認を行う。

● 住宅地では、隣近所に迷惑となる野焼きは自粛する。

など、周囲への影響に十分配慮し、迷惑がからないように注意してください。

『農地パトロール』の

実施について

奈良市農業委員会は、毎年市内全域で農地の利用状況調査を行い、農地が適切に耕作・管理されているかどうか、調査しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の周辺で調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。遊休農地となっている農地については、調査結果の整理後、所有者の方に利用意向調査等をしていきます。

《実施予定》

令和3年
9月～11月頃



経営とくらしに役立つ

情報をお届けします！

農家のための情報誌

「全国農業新聞」

◆ 発行日 週一回（金曜日）

◆ 発行元 全国農業会議所

◆ 購読料 月700円

〔送料・税込み〕

○お申込は農業委員会事務局
(34-4776) まで。

編集後記

新型コロナウイルス感染症は日々の生活の中に様々な制約をもたらしています。

ワクチン接種等による早い収束が望まれます。

当委員会では、農業・農地を守り最適に利用するために感染防止対策を講じつつ適正に対応させていただいているところです。

今号の「新がんばるファーマー」で紹介させていただいた上久保さんは、伝統技法を守りつつ、豊富な知識と旺盛なチャレンジ精神でより良い大和茶生産に取組んでおられ、今後の活躍が大いに期待される後継者です。お忙しい中取材にご協力ありがとうございました。

また、当誌発行のためご協力いただいた皆様方ありがとうございました。

皆様のご意見・ご要望等情報提供をお待ちしています。農業委員会事務局または、地域農業委員・農地利用最適化推進委員まで、どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会第3部門委員

山下 恵子

